入　札　公　告

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成３０年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は１，２５０者程度が見込まれる。

また、本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下「法」という。）に基づき実施される業務である。

平成３０年１月５日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局　福島河川国道事務所長　石井　宏明

１．業務概要

（１）業 務 名　保原地区工事監督支援業務（電子入札対象案件）

（２）業務目的　本業務は、福島河川国道事務所の相馬福島道路（保原地区）における道路に関する工事実施の監督補助を行うものであり、調査職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

（３）業務の内容

本業務は、工事毎に、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

１）請負工事の契約の履行に必要な資料作成等

２）請負工事の施工状況の照合等

３）地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

４）工事検査等への臨場

５）その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合の報告、災害発生時の情報の収集等

６）予定工事件数は２０件を予定している。

（４）技術提案に関する要件

業務を実施するにあたって、競争参加資格確認申請書等を提出する者は（以下「競争参加資格確認申請者」という。）以下の視点から創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための各提案を行うものとする。

１）業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

２）評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：工事に必要な資料作成（変更契約資料の照査含む）及び工事受注者からの提出資料を確認する上での留意点について

（５）履行期間　平成３０年４月１日～平成３２年３月３１日

（６）本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

（７）本業務は、資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

２．入札参加資格

２－１．に掲げる資格を満たしている単体企業又は２－２．に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

２－１．単体企業

（１）法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。

なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出すること。

①法第15条において準用する第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

②暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号）について東北地方整備局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力すること。なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存がないこと。また、東北地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効とされることに異存がないこと。

（２）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び

第71条の規定に該当しない者であること。

（３）競争参加資格確認申請書等の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成２９・３０年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

（４）競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２－２．設計共同体

２－１．に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成３０年１月５日付け東北地方整備局長）に示すところにより、局長から保原地区工事監督支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を開札の時までに受けているものであること。

２－３．競争参加資格確認申請書等の提出期限までに２－１．（３）の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、開札の時までに認定を受けていなければならない（２－２.に掲げる設計共同体構成員についても同様とする。）。

２－４．入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、下記の関係にある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、東北地方整備局競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

１）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

２）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定す

る再生手続きが存続中の会社等又は更正会社(会社更正法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

１）一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

２）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更正法第６７条第１項により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

３）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体及び設計共同体含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他、上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

２－５．競争参加資格確認申請者に関する要件

（１）中立公平性に関する要件

本業務の履行期間中に工期がある当福島河川国道事務所の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

なお、設計共同体の場合は、各構成員に対して適用する。

（２）誓約書の提出

上記（１）における中立公平性が確認できる誓約書（別に定める様式に欠格事由の誓約とともに記載）を競争参加資格確認申請時に提出することとする。なお、提出期限は競争参加資格確認申請書等と同様の扱いとする。

（３）業務実施体制に関する要件

・競争参加資格確認申請者は、東北地方整備局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。

・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

（４）業務実績に関する要件

・競争参加資格確認申請者は、平成１５年度以降に完了した業務（平成２９年度完了予定も対象に含む。）において、１件以上の実績を有すること。ただし、「地方整備局等委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績が６０点未満（本業務公告時において、未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

２－６．配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）

・一級土木施工管理技士

・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者

・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者

・ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）

（２）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成１５年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成２９年度完了予定も対象に含む。）において、１件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成１５年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

１）同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務

２）類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務

（３）直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

なお、競争参加資格確認申請者が設計共同体の場合は、代表者が管理技術者を配置すること。

（４）手持ち業務量

配置予定管理技術者は、平成３０年４月１日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成３０年３月３１日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

平成３０年４月１日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係わるものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額4億円、件数で10件（平成３０年４月１日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係わるものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の１）から３）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

１）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

２）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

３）手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

２－７．配置予定担当技術者に対する業務履行にあたっての要件は、以下のとおりとする。

（１）配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するもの。

・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）

・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士

・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会１級土木技術者又は土木学会２級土木技術者

・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者

・ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）

・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が１年以上の者

・河川又は道路関係の技術的行政経験を１０年以上有する者

２－８．競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

また、入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより電子入札システムから本業務の入札説明書及び見積に必要な図書等をダウンロードしない者又は

契約担当官等の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けていない者には競争参加資格を与えないことがある。

3．総合評価落札方式に関する事項

（1）落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、予定価格が1,000万円を超える業務について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

3）上記において、評価値が最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

（2）総合評価の評価方法

1）評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとし、小数５位切り捨て、小数４位止めとする。

価格評価点＝(価格評価点の満点）×（１－入札価格／予定価格）

価格評価点の満点は３０点とする。

3）技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①から④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は６０点とし、小数５位切り捨て、小数４位止めとする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

④技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（④の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）＋（③に係る評価点）

4．入札手続等

（1）担当部局

〒960-8584　福島県福島市黒岩字榎平３６番地

国土交通省　東北地方整備局　福島河川国道事務所　経理課　契約係

電話　　024-539-6122

ＦＡＸ　024-546-5291

（2）入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする（電子入札システムの「調達案件一覧」からダウンロードすること。）。ただし、やむを得ない理由により上記交付方法による入手が出来ない入札参加者に対しては、契約担当官等の指示する方法（CD-R等による貸与等）で交付するので、上記（１）の担当部局へその旨申し出ること。なお、他者が取得した説明書等を譲り受け、競争参加資格確認申請書等を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第５条に基づき入札の取り止め等を措置することがある。

交付期間：公告の日から平成３０年２月１９日（月）までのうち、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日の午前９時から午後５時までとする。

（3）競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

平成３０年１月２２日（月）午後２時までに電子入札システムにより提出すること。

ただし、契約担当官等の承諾を得て持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下「持参等」という。）により上記（１）に提出することもできる。

（4）競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

競争参加資格確認申請書等に記載された事項についてヒアリングを行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

（5）競争参加資格確認の通知日

競争参加資格確認の結果の通知は平成３０年２月７日（水）を予定する。

（6）入札及び開札の日時及び場所並びに入札方法

①入札は平成３０年２月１９日（月）午後２時までに電子入札システムにより提出する

こと。ただし、契約担当官等の承諾を得て紙入札方式による場合は、入札書を持参等により上記（１）に提出することもできる。

②開札は、平成３０年２月２０日（火）午前１０時３０分に福島河川国道事務所入札室にて行う。

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　免除

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）契約書作成の要否　　要

（５）関連情報を入手するための照会窓口　上記４．（１）に同じ。

（６）本業務を受注した者は、当福島河川国道事務所の発注工事に参加することができない。

・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当福島河川国道事務所の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当福島河川国道事務所の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。

・資本面・人事面で関係があるとは、２－４．（１）から（３）に該当するものをいう。

（７）本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札であることから、落札決定、契約締結日は平成３０年４月２日、契約期間の始期は平成３０年４月１日とする。ただし、４月３日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

（８）履行確実性を評価するために、競争参加資格確認申請書等とは別に追加資料の提出及び技術提案に関するヒアリングとは別に履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

（９）国土交通省が行う警察庁への意見聴取に対する協力について

・本業務は、法第２条第７項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、競争参加資格として設定されている暴力団排除に関する欠格事由（法第１５条において準用する第１０条第４号、第６号、第７号、第８号及び第９号をいう。）への

該当の有無を警察庁へ意見聴取することが必要な業務である。

・そのため、入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところに従い、国土交通省（当地方整備局を含む。）が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならないものとする。

・なお、必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力しているとは認められないときは、東北地方整備局競争契約入札心得第６条第９号に該当するものとして入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される。）ことに留意すること。

・また、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される。）ことに留意すること。

(10) 詳細は入札説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

保原地区工事監督支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成３０年１月５日

東北地方整備局長　津田　修一

１　業務概要

（１）業 務 名　保原地区工事監督支援業務

（２）業務内容　本業務は、福島河川国道事務所の相馬福島道路（保原地区）における道路に関する工事実施の監督補助を行うものであり、調査職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

なお、本業務の対象工事の区分は下表のとおりであり、詳細については「保原地区工事監督支援業務特記仕様書」に定めるところによる。

１）平成３０年度対象工事

対象地区	対　象　工　事　等	備　考
保原地区	相馬福島道路 道路改築関係工事等　約１２件	保原地区建設監督官

２）平成３１年度対象工事

対象地区	対　象　工　事　等	備　考
保原地区	相馬福島道路 道路改築関係工事等　約８件	保原地区建設監督官

（３）履行期限　履行期間は以下の期間を予定している。

平成３０年４月１日～平成３２年３月３１日

２　申請の時期

平成３０年１月５日から平成３０年１月２２日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。なお、平成３０年１月２３日以降（土曜日、日曜日及び休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

３　申請の方法

（１）申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

（２）申請書の提出方法及び場所

申請者は、申請書に保原地区工事監督支援業務設計共同体協定書（４（４）の条件を満たすものに限

る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所　〒980-8602　宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号　仙台合同庁舎Ｂ棟
国土交通省　東北地方整備局　総務部　契約課　工事契約調整係
電話　022-225-2171(代)

（３）申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成２８年１０月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成２８年１０月３日付け公示」という。）６測量・建設コンサルタント等業務の（１）から（４）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

（１）組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

① 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

② 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成２９・３０年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④ 平成２８年１０月３日付け公示５測量・建設コンサルタント等業務の①から⑤までに該当しない者であること。

（２）業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、保原地区工事監督支援業務設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、保原地区工事監督支援業務設計共同体協定書において明らかであること。ただし、１．（２）業務内容に示す対象工事の区分による場合は、「一の分担業務を複数の企業が共同して実施する」ことに該当しない。

（３）代表者要件

構成員において決定された代表者が、保原地区工事監督支援業務設計共同体協定書において明らかであること。

（４）設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成１０年１２月１０日付け建設省厚契発第５４号、建設省技調発第２３６号、建設省営建発第６５号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４（１）②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４（１）②の認定を受けていない構成員が４（１）②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４（１）②の認定を受けてい

ない構成員が、当該業務に係る開札の時までに４（１）②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

設計共同体の名称は、「保原地区工事監督支援業務△△・××設計共同体」とする。